

記入例

夫・妻の本籍地、住民登録地のうちいずれかの市区町村役場に届出をしてください。

婚姻届に必要なもの

◎婚姻届(1通)

◎夫・妻になる人の本人確認ができるもの
(運転免許証・パスポート等)

◎個人番号カード(マイナンバーカード)
(氏名・住所が変更になる場合)

成年のかた2名の署名が必要です。
※印鑑は不要です。
(任意で押印するとは可能です。)

証人	
署名 (※押印は任意)	綾瀬 次郎
生年月日	昭和54年 8月 25日
住所	神奈川県綾瀬市上土棚中 1丁目10番11号
本籍	神奈川県綾瀬市上土棚中 一丁目10番
署名 (※押印は任意)	山田 三郎
生年月日	昭和56年 3月 1日
住所	神奈川県綾瀬市寺尾中 1丁目3番11号
本籍	神奈川県綾瀬市寺尾中 一丁目3番

記入の注意 ※必ずお読みください

・届出書の記入は、鉛筆や消えやすいインキではなく黒インキや黒のボールペンで記入してください。

・届出書に記入する文字は、略字で記入しないで戸籍に記載されているとおりの字を記入してください。

・この届出書は、市役所が開いている時間以外でも届出することができます。
※この場合、必ず市役所の開いている時間内に市役所の戸籍担当者に届出書の記入誤りがないか事前に確認しておいてください。

・国際結婚(外国籍のかたとの婚姻や海外で婚姻されたかた)は、記入例や添付資料が異なりますので、市役所の戸籍担当者に必ず記入の仕方を確認してください。

・夫、妻になるかたにお子様がいいらっしゃる場合は、婚姻届だけでは氏や戸籍を夫、妻になるかたと同じにすることができません。
詳しくは市役所の戸籍担当者に確認してください。

・印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)

・日本人のかたは成人(18歳以上)でないと婚姻できません。

屋間連絡できる連絡先(携帯電話も可)を必ず記入してください。

婚姻届

令和 年 月 日届出

神奈川県綾瀬市長 殿

受 理 第	令和 年 月 日	号	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

夫 になる 人		妻 になる 人	
(よみかた)	あやせ	しょうた	やまだ
氏 名	氏 綾瀬	名 翔汰	氏 山田
生 年 月 日	平成 〇〇 年 1 月 14 日	平成 〇〇 年 4 月 17 日	
住 所	神奈川県綾瀬市深谷中 1丁目3番1号		左に同じ
世帯主の氏名			
本 籍	神奈川県綾瀬市早川 550番地1		神奈川県海老名市勝瀬 175番地1
筆頭者の氏名	綾瀬 一夫		山田 太郎
父 綾瀬 一夫	続き柄	父 深谷 一郎	続き柄
母 綾瀬 文	長 男	母 山田 春	二 女
養父 綾瀬 啓一郎	続き柄	父 山田 太郎	続き柄
養母	養 子	母 山田 幸子	養 女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 新本籍 (左の 〇の氏の人かすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 神奈川県綾瀬市早川 550 番地 1		
同居を始めたとき	令和 〇 年 1 月 [結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとのうちの早いほうを書いてください]		
初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日		
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が届出をするときだけ書いてください)		
夫 妻の職業	夫の職業 妻の職業		
その他	※印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 綾瀬 翔汰	妻 山田 萌	
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 連絡先 電話 0467 (77) 1111 自宅・勤務先[]・携帯		

・住所(世帯主)を変更する場合は、住所変更の手続きが必要です。(婚姻届だけでは住所や世帯主を変えられません) 平日の市役所の開いている時間に転入・転居届を同時に出す場合は、新しい住所を記入してください。

世帯主の氏名は記入不要です。

・父母が死亡等でない場合も記入してください。

・婚姻後の夫婦の氏は、夫又は妻に必ずチェックをしてください。
(同姓でもチェックしてください)
印した人が筆頭者(戸籍の最初に記載される人)になります。
・新本籍は印の氏の人か筆頭者となっているとき以外は、必ず記入してください。

新しい戸籍の記載に時間がかかります。
・婚姻後の本籍が綾瀬市の場合提出後、1週間前後
・婚姻後の本籍が他市区町村の場合数日後に他市区町村に通知を送り、本籍地で戸籍への記載をするため2週間以上
詳しくは新しい本籍のある市区町村の役所にお問い合わせください。